

(案)

委託単価契約書

1 契約件名 長崎みなとメディカルセンター一般廃棄物収集運搬業務委託

2 契約金額

種類	分別	単位	年予定数量 k g / 年	予定数量合計 (3年間)	契約単価
種類①	おむつ (袋入)	k g	47,532kg / 年	142,596kg / 3年	円
	袋入り残飯		22,860kg / 年	68,580kg / 3年	円
	バケツ残飯		25,956kg / 年	77,868kg / 3年	円
	燃やせるごみ (袋入)		85,812kg / 年	257,436kg / 3年	円
	燃やせないごみ (袋入)		17,520kg / 年	52,560kg / 3年	円
種類②	資源ごみ (袋入)		5,484kg / 年	16,452kg / 3年	円

※契約単価には、消費税及び地方消費税は含まない。

3 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 履行場所 長崎みなとメディカルセンター (長崎市新地町6番39号)

5 契約保証金 免除

6 法の遵守

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「法」という。)及びその他関係法令を遵守するものとする。

7 事業範囲

受注者は許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があるときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

8 義務と責任

(1) 適正処理に必要な情報の提供

(イ) 発注者は、一般廃棄物の適正な処理のために必要な情報を適宜又は受注者の要求に応じて提供するものとする。

(ロ) 発注者、受注者とも、相互に適正処理に必要な情報を提供しあうことを旨とする。

また、発注者、受注者とも、一般廃棄物の発生から、排出、処理に関して判明した事実、情報は速やかに伝達しあい、情報の疎通を図る。

(2) 発注者、受注者の責任範囲

- (イ) 受注者の責任範囲は、発注者から委託された一般廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法に基づき適正に処理することとする。
- (ロ) 発注者の責任範囲は、法に基づき受注者に一般廃棄物を引き渡すまでとする。
- (ハ) 発注者は本契約に係る受注者の廃棄物の収集・運搬が、法の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受注者に対して当該業務の状況に係る報告を求めることができる。
- (ニ) 受注者は発注者に対し、受注者の責任範囲に属する業務について法に違反した業務を行い、それによって発注者、または第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

9 契約の解除に伴う措置

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- (イ) 受注者は、解除された後も、その一般廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている一般廃棄物についての収集運搬業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (ロ) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (ハ) 上記(ロ)の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある一般廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未だ処理していない一般廃棄物を、発注者の費用をもって当該一般廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

地方独立行政法人長崎市立病院機構を発注者とし、〇〇〇〇を受注者とし、発注者と受注者の間において、裏面の条項により委託契約を締結する。

発注者と受注者とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者	長崎市新地町 6 番 39 号 地方独立行政法人長崎市立病院機構 代表者 理事長 兼松 隆之	印
受注者		印